

平成 21 年 11 月 6 日現在

公正価値測定及びその開示に関する論点の整理に対するコメント

1. コメントの対象となる公表物の名称及び公表時期

「公正価値測定及びその開示に関する論点の整理」（平成 21 年 8 月 7 日公表）

2. コメント募集期間

平成 21 年 8 月 7 日～平成 21 年 10 月 5 日

3. 最終公表物の名称及び公表時期

未定

4. コメント提出者一覧

[団体等]

	団 体 名
CL01	株式会社パートナーズ・コンサルティング
CL02	社団法人 日本貿易会 経理委員会
CL03	社団法人 生命保険協会 経理部会
CL04	あずさ監査法人 監査実務従事者グループ
CL05	全国銀行協会
CL06	新日本有限責任監査法人 品質管理本部 業務監理部門
CL07	一般社団法人 日本ベンチャーキャピタル協会
CL08	(社)日本経済団体連合会 経済基盤本部
CL09	日本公認会計士協会
CL10	財団法人日本不動産研究所 特定事業部
CL11	あらた監査法人 品質管理部 アカウンティング・サポート・グループ

5. 主なコメントの概要とそれらに対する対応

- 以下は、主なコメントの概要と企業会計基準委員会のそれらに対する対応です。
- 以下のコメントの概要には主なものを記載していますが、以下に記載されていないコメントについても、企業会計基準委員会で分析を行っています。
- 以下のコメントの概要には、文章表現に関するものについては、記載していません。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
総論		
1) 方向性について賛成	総論として、国際的な会計基準と整合させることに特に異論はない。	
2) 実務を念頭に置いたガイダンスの整備など、分かりやすい基準を策定すべき	公正価値測定に関する各論点は金融機関以外の事業者にとっては馴染みが薄いため、発生する実務負担を念頭に置いたわかりやすい基準策定（具体的事例や実務ガイダンスの整備など）を行って頂きたい。	
	本論点整理では「我が国の会計基準と国際的な会計基準における考え方に大きな差異はない」という記述が広範に行われている。しかし、両者には大きなものではないにしても差異があり、コンバージェンスの推進を図るため、また将来的なアドプションの方向を円滑に進めるためには、 <b>現行の実務に変更が求められる点</b> を中心に、我が国の取引状況に照らした詳細かつ具体的なガイダンスが必要と考える。	
	公正価値測定の測定責任は報告企業にあり、例えば、ブローカーから入手する価格を使用する際には、自らの責任で使用し、かつ必要に応じて妥当性の検証を行うことが必要であるとされている。さらに入手した価格がヒエラルキーのどのレベルであるのかなど、報告企業における説明責任も重くなることが想定されている。このため、適用にあたり実務上の混乱を少なくするためにも、設例を多く用いて、理解しやすい基準の策定をお願いしたい。	
	各論点において設けるべきとしているガイダンスの他にも、必要と考えられるものについて定めるべきと考えられる。	
3) 会計処理的な問題も併せて整理すべき	論点整理第1項では個別の会計基準等で定められている会計処理の見直しについて取り扱うものではないとしているが、本プロジェクトにおける取扱いは公正価値測定の考え方の整理や開示のあり方に厳密に限定されず、関連論点が併せて整理されるべきと考える。	
	基準間の齟齬を原因とした実務上の混乱を生じさせないよう、本論点整理では対象とされてい	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
	ないものについても併せて関連する基準の改訂を行う必要がある。	
<b>【論点 1】公正価値の概念</b>		
<b>〔論点 1-1〕公正価値の定義</b>		
4) 定義を整合させるべき	<p>公正価値の定義には差異があるため、コンバージェンスの観点も鑑み、我が国の会計基準における公正価値の定義を国際的な会計基準のそれと整合させるべきと考えられる。</p> <p>また、我が国の会計基準で従来用いられていた「時価」概念と「公正価値」概念の会計基準上での相違が、結論の背景等で説明されることが有用と考える。</p>	
<b>＜論点 1-1-1＞市場参加者の視点</b>		
5) 市場参加者の視点に賛成	<p>「市場参加者の視点によるのか、企業固有の視点によるのかは、概念的には重要な相違であり、公正価値測定は企業固有の視点による見積りとは区別すべきものと考えられる」とした論点整理第 13 項の考え方に同意する。また、市場参加者の要件については、SFAS 第 157 号など又は IASB の ED の定めを前提に検討すべきと考えられる。</p> <p>公正価値測定は企業固有の視点による見積もりではなく、市場参加者の視点によることが適切であると考ええる。</p>	
<b>＜論点 1-1-2＞秩序ある取引</b>		
6) ガイダンスを検討すべき	<p>論点整理第 80 項に記載されるような秩序ある取引ではないことを示す状況の例示が望ましい。その際には、特に論点整理第 80 項(4)の「他の直近の取引と比較して、取引価格が異常値となっていること」に関するガイダンスは(例示の適否も含めて)検討されることが望ましいと思われる。</p> <p>国際的な会計基準と我が国の会計基準の考え方の間に大きな差異がないとする見解に同意する。また、国際的な会計基準で示されているような、秩序ある取引か否かを判断する際のガイダンスを定める方向で検討を行うべきと考える。</p> <p>なお、強制取引が拡張的に捉えられることがないよう、その概念が設定されるとともに、適切なガイダンスが設けられる必要があるものと考えられる。</p>	
7) 実務対応報告第 25 号の見直し	秩序ある取引のガイダンスの検討に伴い、実務対応報告第 25 号「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」については見直しが必要になると考えられる。	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
＜論点 1-1-3＞参照市場の前提		
8) 主要な市場アプローチを支持	<p>企業が何らかの事情によって、最も有利な市場よりも主要な市場での取引を選択しているにもかかわらず、最も有利な市場を参照するという取扱いには、「他により有利な市場が存在するという証拠がない限り、主要な市場を最も有利な市場とみなすことができる」とされているものの、「有利な市場が存在するという証拠」の有無を検討すること自体が困難であると思われる。</p> <p>このことから、我が国の「最も活発に取引が行われている取引所」及び米国会計基準の「主要な市場アプローチ」の方が望ましいと思われる。</p> <p>以下の点を重視した場合には、「主要な市場アプローチ」を採用すべきと考えられる。最も有利な市場アプローチの採用により、必ずしも費用対効果の面より適切と考えられない場合があることが考えられ、また、最も有利な市場における評価額が適切な出口価格を表さない可能性があることに加えて、SFAS 第 157 号 C28 項で示されている「通常は主要な市場が最も有利な市場を表す」という定めにもあるように、両者は非常に近い結果となると推測される。</p> <p>また、参照市場の前提の採用に際しては、市場の決定、変更に係る取扱いを明らかにする必要があるものと考えられる。</p> <p>当該資産又は負債の主要な市場以外に、企業がアクセスできる最も有利な市場がある場合、それが主要な市場になっていないのは他の市場参加者等にとって最も有利な市場に対するアクセスに制約があるなどの原因があるものと考えられる。そのような制約を考慮せず、単に最も有利な市場における価格で評価することは、適切な出口価格で評価することにつながるものと考えられる。</p>	
＜論点 1-1-4＞出口価格の概念		
9) 出口価格に統一することに賛成	<p>国際的な会計基準の考え方と同様に、移転概念に基づく出口価格に統一する方向で検討することに同意する。</p> <p>コンバージェンス推進の流れからすれば出口価格に一本化する方向で検討することに異論はない。</p>	
10) 統一に際して、入口価格を用いる	<p>一本化導入にあたっては、各会計基準における実務ガイダンスの整備に配慮願いたい。</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
べきケースを整理すべき（ <u>入口/出口の整理</u> ）	<p>討議資料「財務会計の概念フレームワーク」では、市場価格について入口価格と出口価格の双方に言及していることから、当該資料の見直しも含め、市場価格及び公正価値（時価）の概念並びに入口価格と出口価格の関係が十分に整理されるべきと考えられる。</p> <p>どの資産又は負債の測定に入口価格を用いるべきかについて、整理を行うことに同意する。例えば企業結合時における資産等の測定に入口価格を用いることが適切な場合があるとする貴委員会の見解に賛成する。また、企業結合時点におけるのれん等の過大計上の場合等の取扱い（企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」第109項）に関しても、適切な修正を行うことが考えられる。</p> <p>例えば棚卸資産のように、入口価格を測定に用いるべき資産または負債があることから、その旨を個別の会計基準で定めていただきたい。</p>	
11) セカンダリーマーケットが存在しない場合の取扱い	<p>セカンダリーマーケットがほとんど存在しない場合もあり、このようなケースも含めて、「出口価格」について概念を整理していただきたい。</p> <p>セカンダリーマーケットがほとんど存在しない、例えば貸付金の場合に、「出口価格」をどのように捉えるべきかについては、例示などの方法により、算定に当たっての考え方を明確化する必要がある。</p>	
12) その他	<p>公正価値を出口価格として整理する場合、今後、測定に入口価格を用いることが国際的な会計基準で整理されることが見込まれる。入口価格の算定に当たって留意されるべき事項の中には、出口価格の算定に当たって留意すべき事項と整合性が求められるものがあると考えられる。</p>	
<p>&lt;論点 1-1-5&gt; ビッド・アスク・スプレッド</p>		
13) ガイドラインや設例を検討すべき	<p>判断あるいは算定価値の比較可能性を担保するためにも、ビッド・アスク間の公正価値を最も表している価格の算定方法等のガイドライン・具体例が必要と考える。</p> <p>スプレッドが小さい場合には問題ないものの、スプレッドが大幅に乖離している場合や、「公正価値を最も表している価格」の算定について、実務的に困難な場合のガイダンスを検討していただきたい。</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
	<p>ビッドとアスクの間の「公正価値を最も表している価格」を用いるとした場合、実務への適用に当たって、「公正価値を最も表している価格」を把握するためのガイダンスを詳細に示す必要があると考える。</p>	
<p>14) 仲値の許容などについて明文化すべき</p>	<p>デリバティブのように資産・負債を一体としてポジション管理を行う取引について、資産はビッド、負債はアスクで公正価値を評価する場合、資産・負債間で本来は消えているはずのポジションが現れることとなり、不合理である。また、ビッド・アスク・スプレッドが大きく乖離する状況が発生するのは、往々にして、流動性が枯渇し、秩序ある取引と言えない状況となった場合であり、当該スプレッドを加えた価格（時価）は「公正価値」と言えないことが多い。このため、「実務上の簡便法として仲値などの値付け慣行の使用を妨げない」ことについて明文化すべきである。</p> <p>さらに、ビッド・アスク・スプレッドの定点観測は可能であるが、ヒストリカルな蓄積には不向きであり、そもそも蓄積しようとするれば取引が活発な商品であっても大きな負担となる。加えて、ビッド・アスク・スプレッドが観察可能でない場合には、取引自体が活発でないことが想定され、そのような場合にまで当該スプレッドの見積り（把握）を求められることを回避するために、ビッドとアスクのスプレッドが観察可能でない場合については、「企業が当該スプレッドを見積るためにあらゆる努力をする必要はない」ことも明文化すべきである。</p>	
<p>15) 仲値の許容について反対</p>	<p>実勢を踏まえたビッド価格に対し、通常では取引の成立が見込まれないようなオファー価格が提示された場合には、仲値が高く算定されるという事態にもなり得る。このような状況を踏まえ、仲値を公正価値として使用することは本来合理的でないことを明確にすることが必要と考える。</p>	
<p>[論点 1-2] 当初認識時における公正価値</p>		
<p>16) 初日の損益の取扱いを検討すべき（会計処理的な問題）</p>	<p>公正価値の定義と、初日の損益の認識は密接に関連しているため、併せて議論されるべきであると考え。初日の損益を認識する場合も繰り延べる場合も、公正価値の定義に合致した整理が必要であるため、同時に議論されることが望ましい。</p> <p>国際的な会計基準において、初日利得又は損失の取扱いには相違があると考えられるが、我が国の取扱いに関しても、明確化が図られる必要があると考えられる。</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
	<p>IAS 第 39 号 AG64 項で定められている、市場における取引条件に基づかない取引において、取引価格と当初認識時の公正価値が異なる場合（グループ企業間や従業員との間での低利（無利息を含む）貸付や、別途提供されるサービスの見返りとして約定金利が軽減されているような貸付、又は実務慣行上無利息とされている差入保証金のような取引など）について、その会計処理を金融商品会計基準の改正で手当てすべきと考えられる。</p> <p>取引価格が当初認識時における公正価値を表さないケースとして論点整理脚注 13 で示されている実務上の例示（高金利の消費者ローン）について、参照市場が異なるケース又は会計単位が相違しているケースと考えられるものとしている。同脚注では、無形資産の存在を示唆する見解も示されているが、同様の取引における入口価格と出口価格の差額の全額が、参照市場が異なるケース又は会計単位が相違しているケースに該当するかなどについては、引き続き検討を行う必要があると考えられ、この事例のように、実務上の事例のうち重要なものに関しては、その取扱いを慎重に検討する必要があると考えられる。</p>	
<p>〔論点 1-3〕 資産又は負債に固有の属性</p>		
<p>＜論点 1-3-1＞資産の売却や使用に関する制限及び取引費用等の取扱い</p>		
<p>17) 固有の属性を考慮することに賛成</p>	<p>資産の売却や使用に関する制限など、資産又は負債に固有の属性を公正価値測定に際して考慮することや、そのような固有の属性を特定するにあたって当該属性が市場参加者に移転するか否かによって判断することが適切であるとする考えに同意する。また、取引費用に関して取引に固有のものという観点から公正価値に含めないとする方向性に同意する。</p> <p>資産の売却や使用に関する制限など、資産又は負債に固有の属性を公正価値測定に際して考慮することは必要と思われるが、<b>どのように公正価値に反映するのかについて、具体的な方法を例示</b>していただきたい。</p>	
<p>18) 特定の場 合において、 固有の属性 を考慮する ことは慎重 に検討すべ</p>	<p>公正価値を測定するに際して、市場参加者の観点から、資産の売却や使用に関する制限等の固有の属性を考慮すべきであるという趣旨は、一般論として否定すべきものではない。</p> <p>しかし、<b>戦略的なリレーションのもとで取得し、長期保有を行うことが前提である非上場株式</b>のように、「出口価格」の観点から公正価値測定を行うことが妥当ではない資産または負債が存在すると考えられ、このような特定の資産または負債に、譲渡制限等の固有の属性を一律に含めることは、必ずしも公正価値を表しているとは言えないと思われる。</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
き	<p>また、このような場合、当該制限のない比較可能な資産は通常存在しないと考えられ、<b>売却に関する制限を考慮した公正価値評価を合理的に行うことは非常に困難</b>であるため、こうした事情は財務諸表の比較可能性を損なうことにもつながると思われる。</p>	
<p>&lt;論点 1-3-2&gt;負債の公正価値測定における不履行リスクの取扱い</p>		
19) 負債の公正価値に不履行リスクを含めることに賛成	<p>公正価値での測定が前提である限り、自社の不履行リスクを含めるべきであると考えます。</p> <p>公正価値はその定義上、市場参加者が取引を行うと想定した場合の独立した当事者間の価格を前提としており、不履行リスクは負債を移転する場合の価値に影響することから、負債を公正価値で測定する場合には不履行リスクも含めるべきと考えられる。</p>	
20) 公正価値で測定する負債の範囲（会計処理的な問題）	<p>現行の我が国の会計基準を前提とすれば、金融負債の評価については、公正価値での測定が前提である限り、自社の不履行リスクを含める場合もあると思われるが、今後非金融負債への公正価値による測定対象の拡大や、公正価値オプションの導入などの検討も考えられていることから、慎重な検討をお願いしたい。</p> <p>どの負債を公正価値で測定するかという論点に関して、国際的な会計基準における検討状況により、その取扱いに相違が生じる可能性があることから、積極的な検討が行われることを希望する。</p> <p>なお、不履行リスクを織り込んで測定された負債の公正価値について、公正価値に係る開示の一部として取り扱われることになると考えられるが、直感に反する損益計上という論点に加えて、当該開示の有用性という論点も、十分な整理がなされる必要があるものと考えます。</p> <p>デリバティブ取引以外の金融負債や非金融負債について、一般に活発な市場がなく、容易には第三者に転嫁できないケースが多いことに加え、仮に公正価値で測定した場合には、報告企業の信用リスクの増大に伴い利益や純資産が増加する（負債のパラドックス）ことから、財務諸表利用者にとって有用な情報を提供することにはならないと考える。</p> <p>負債の公正価値は不履行リスクを反映するという提案は、限定された範囲では有用な情報提供に寄与することもあるが、非金融負債など、その不履行リスクの影響を直接的に測定できない場合や、不履行リスクを反映しても目的適格的ではない負債については、反映すべきではない。</p>	



論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
	<p>どの負債を公正価値で測定するのかについては、2009年6月にIASBから公表されたディスカッション・ペーパー「負債の測定における信用リスク」において、当初認識時および事後的な測定において、あるいはどのような負債について信用リスクを考慮すべきであるかについて検討が進められており、わが国でもこの観点から議論を継続するべきであると考えられる。特に、「出口価値」により「公正価値」を定義した場合には、現実的に第三者に譲渡可能なことを前提としたデリバティブ負債および一定の流動性が高い負債にしか、公正価値測定を適用できないのではないかと考えられる。</p>	
<p>[論点 1-4] 取引量に応じた割引・割増要素の取扱い</p>		
<p>21) 支配プレミアムを正当化する考え方を検討すべき</p>	<p>支配プレミアムが生じる取引における出口価格・入口価格の関係について、検討を行う必要があると考えられる。</p> <p>また、段階取得した場合の連結財務諸表上の被取得企業の取得原価である、支配を獲得するに至った個々の取引すべての企業結合日（支配獲得日）における「時価」に関して、支配プレミアムをどのように算定するかによって、段階取得に係る損益の額が異なってくるものと考えられる。したがって、これを公正価値とするのか否かにかかわらず、実務上の取扱いを明確化させる観点より、当該価額の算定に関する <b>ガイダンスを設ける必要</b>があると考えられる。</p>	
<p>22) 支配プレミアムを出口価値で正当化する考え方を支持</p>	<p>企業結合における取引価格は、会計単位が資産・負債の集合体であるため、個々の商品が会計単位の場合と異なり、取引価格に含まれる支配に関する価値として支配プレミアムを控除しない価値を公正価値として考える考え方に賛成する。</p>	
<p>23) 支配プレミアムを入口価値で正当化する考え方を支持</p>	<p>被支配企業を取得する取引時点の評価と考えることが適当と思われるため、無理に出口価格として正当化するよりも、入口価格として捉えることが適切と考える。</p>	
<p>24) その他</p>	<p>支配プレミアムについて、「支配割合に関係なく、通常存在する」とあるが、出典あるいは根</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
	拠となる論文等を示すべきであるとする。	
〔論点 1-5〕 最有効使用の仮定に基づいた公正価値測定		
25) 最有効使用の概念を導入することに賛成	<p>「最有効使用」の考え方について、会計基準の中で明示的にその概念が示されることと、参照する外部の評価基準でその考え方が示されていることでは、その取扱いが大きく異なってくる可能性があるため、明示的な定めを設ける方向で検討が行われることが必要と考える。</p> <p>不動産などのように複数の代替的な使用が行われる可能性を有している場合には、最有効利用の考え方に基づき評価することが適切と考える。</p> <p>本論点整理第 63 項で述べられているとおり、賃貸等不動産時価開示適用指針では、時価開示にあたり合理的に算定された価額として、最有効使用の考え方に基づく「不動産鑑定評価基準」（国土交通省）による方法が示されている。よって、同第 60 項に記載のように、我が国においても資産の公正価値測定にあたっては、最有効使用の仮定に基づく考え方によることには異論はない。</p> <p>本論点整理の今後の方向性に同意する。</p> <p>他の基準で、明示されている公正価値の考え方も含めて整合性をとれるように規定し、公正価値の基準で包含的に言及することができるように規定してはどうか。</p>	論点整理の方向性に同意する意見である。
26) 会計単位と評価単位について	<p>IASB の ED の第 5 項から第 6 項においては、資産又は負債が、適用される IFRS に定められる「会計単位」に応じて、単独の資産又は負債、もしくは資産グループ又は負債グループとなるものとしている。</p> <p>また、IASB の ED の B1 項では、測定の対象となる資産又は負債を、会計単位と整合的に定めるものとしている。これにより、会計単位と評価単位という点に関して、ポートフォリオないし一定の資産・負債のネット・ポジションによる評価が許容されるものであるかどうか、判然としていないと考えられる。この点については、論点整理において特に触れられていないと考えられるため、包括ヘッジへの影響も含め、その概念を十分に整理すべきと考えられる。</p>	
27) 資産グループの公正	IASB の ED で提案されている当該資産グループの公正価値を 2 つのコンポーネント、すなわち、(a) 現在の使用を前提とした資産の価値、(b) 最有効使用を前提とした資産の公正価値と (a) との	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
価値の配分方法（会計処理的な問題）	<p>差額である「増分価値」、に分けるといふ提案は適切でないと考える。例えば、最有効使用を前提とし、土地のみの公正価値評価を一旦、工場土地建物全体の公正価値とした上で、工場建物は使用し続けるという理由で現在の使用を前提にした価値で評価して以後の減価償却の基礎とし、土地は差額が評価額となるという考え方は一貫性に欠ける。</p>	
28) 個別会計基準等における簡便的な算定方法の取扱い	<p>不動産鑑定評価基準による方法のみならず、「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用指針」にも示されているとおり、類似の方法（固定資産税上の評価額等による方法）※による測定も市場参加者の視点での価値であると考えられることから、公正価値であることを確認したい。</p> <p>※（ASBJ 補足）賃貸等不動産時価開示適用指針における、固定資産税上の評価額等による方法は、不動産鑑定評価基準に「類似の方法」ではなく、物件の重要性が乏しい場合に用いることができる、簡便的な方法であり、右欄はこれを前提としたコメント対応である。</p>	
29) 外部の不動産鑑定士の利用（会計処理的な問題）	<p>不動産のようにレベル2に該当するものについては、外部の証明を入手せずともその評価方法に準じた手法で企業が算出する方法も認められるべきである。</p> <p>通常、不動産鑑定評価基準に基づき不動産鑑定士が最有効使用を判定する場合には、不動産の用途及び有形的な利用形態等も考察し、不動産の属する近隣地域の分析に加えて、その不動産の規模・位置・環境等を考慮して、その市場における需給動向も含めた個別分析を行う。この一連の作業があつてはじめて最有効使用の判定が可能となる。</p> <p>したがって、企業が上記鑑定評価基準に基づき独自に各不動産の最有効使用を判定することは実質的に困難であり、判定基準があいまいなまま判定を行うことは、各企業間で測定する公正価値に恣意的要素を介入させてしまう可能性がある。</p> <p>不動産について、このような最有効使用の考え方による会計処理を毎決算期に行うことは、多数の不動産を保有する企業にとって、相当実務負担が大きいのになると予想される。実務負担軽減を意図して最有効使用の判定を形式化させることや、上記公正価値測定に恣意性が介入することを避けるためにも、企業が最有効使用を判定する際には、第三者である企業外部の不動産鑑定士の判断を活用することを推奨してはどうか。</p>	
【論点2】公正価値の測定方法		
[論点2-1] 公正価値のヒエラルキー		

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
30) ヒエラルキーの導入に賛成	<p>公正価値測定<sup>1</sup>の透明性及び比較可能性が高まることから、国際的な会計基準において用いられている公正価値ヒエラルキー導入を検討することに異論はないが、金融商品とそれ以外ではインプットの質も違うと考えられるため、導入にあたっては更に検討が必要である<sup>2</sup>と考える。</p> <p>我が国においても公正価値のヒエラルキーを導入する方向で検討すべきである。</p> <p>公正価値ヒエラルキーを測定および開示に導入することにより、公正価値測定<sup>1</sup>の透明性及び比較可能性が高まり、また国際的な会計基準とのコンバージェンスに資する<sup>3</sup>と考えられるため、これらを導入する方向で検討することに賛成である。</p>	
31) レベル分けのガイダンスを検討すべき	<p>公正価値のレベル分けの実務上の負担軽減<sup>4</sup>、または報告会社間のレベル分けの判断基準の統一を図るためにも、詳細かつ具体的なガイダンスを整備願いたい。</p> <p>金融商品会計基準だけでなく、退職給付会計等、他の会計基準の開示にも影響を及ぼす可能性があり、その影響の全体像を明確にして議論を行っていただきたい。</p> <p>ヒエラルキーのレベル分けは、実務負担が非常に大きい<sup>5</sup>ものと考えられるため、より詳細なガイダンスの提示を検討願いたい。</p> <p>導入による便益と企業の負担の関係でその適切な水準の決定には実務慣行や評価技法等の成熟を要すると考えられる。したがって、我が国の取引慣行に対応した指針が設けられるべき<sup>6</sup>であると考えられる。</p>	
	<p>公正価値測定会計基準において、インプットヒエラルキーの概念と、開示ヒエラルキーの概念がわかりやすく示される必要があるとともに、その前提としての「インプット」の概念が適切に定義されるべきと考える（論点整理脚注7参照）。また、IASBのEDのB3項からB4項のような例示を示すことを検討すべきである。</p> <p>SFAS第157号及びIASBのEDに示されている基準では、レベル3に分類される金融商品などの公正価値について、実務的観点や恣意性の排除といった点について不明確な点があり、財務諸表利用者にとっても有用な情報とはならない可能性があるため、公正価値のヒエラルキーを導入するにあたっては、特にレベル2とレベル3の分類に関し、その判断基準についてより詳細なガイダンスが必要と考える。</p> <p>財務諸表の正確性の確保、比較可能性の向上、実務負担の軽減につながると考えられるため、</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
	<p>「秩序ある取引か否かの判断基準」、「公表価格以外の観察可能なインプット」と「市場参加者が用いる仮定に関して報告企業自身の見積りを反映したインプット」との使い分け等を含め、レベル1から3の区分をより明確化していただきたい。</p>	
	<p>国際的な会計基準においては、評価技法に複数のレベルのインプットが用いられた場合、開示ヒエラルキーは、その測定に重要な影響を与えるインプットが属する、最も低いレベルに分類されるとされている。ここでいう「重要な影響」とは、何を基準として判断するのかについてのガイダンスが必要と思われる。</p>	
	<p>レベル3インプットが重要か否かは、同インプットが当該金融商品の公正価値に与える影響の程度によって判定されるものと思われる。この判定には、公正価値に占める当該インプットの影響額の割合や、インプットが変動した場合の感応度分析など複数の方法が考えられるが、方法次第で同一金融商品のレベル判定は異なり得ることから、判断基準、判定方法について一定の目線が示されることが望まれる。</p>	
	<p>レベル2の具体的なインプットを適用するに当たって、インプットごとの優先順位付けはあるのか確認したい。</p>	
	<p>財務諸表の利用者にとっても十分に理解可能となるように、公正価値ヒエラルキーのレベル分けに関する判断基準については、一定のガイダンスは必要だと考えられる。但し、各報告企業の状況に応じて判断されるべきという考え方からは、論点整理第76項の表のような分類を引き続き採用する場合にはあくまで例示であり、個別商品について各報告企業において判断する必要がある旨を記載していただきたい。</p>	
	<p>現行基準で市場価格であるとされている価格（例えば、店頭において取引される金融商品のうち、業界団体（日本証券業協会）が公表している価格）には、活発な市場がある商品（レベル1）と活発な市場を有さない商品（レベル2）が含まれるため、現行規定における「市場価格」と公正価値ヒエラルキーとの明確な整理をお願いしたい。</p>	
	<p>わが国の「市場価格に基づく価額」とレベル1の「活発な市場」とが一致するかどうかについて疑問が生じる場合があると思われる。</p>	
32) 評価技法	<p>評価技法について、その概念を公正価値測定会計基準上に明示すべきである。なお、我が国</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
に関するガイダンスを検討すべき	の現行の会計基準では、企業会計基準適用指針第 23 号「貸貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用指針」第 11 項では「不動産鑑定評価基準」が参照されており、公正価値測定会計基準と当該鑑定評価基準との関係が十分に整理される必要があるものと考えられる。	
33) 現在価値技法に関するガイダンスを検討すべき	<p>評価技法の 1 つである現在価値技法が金融商品の公正価値測定においては多用されることが予想されるが、国際的な会計基準に例示されているような、設例を加え、現在価値技法に対する解説を加えていただくことを検討していただきたい。</p> <p>IASB の ED の付録 C「現在価値技法」に示されているガイダンス等を織り込む必要がないか、検討が行われる必要があると考えられる。</p>	
34) 開示ヒエラルキーのレベル変更に関するガイダンスを検討すべき	開示ヒエラルキーの判断のガイダンスに加えて、実務上の判断に重要な差異が生じないようにするために、金融商品の開示ヒエラルキーが移動する場合の実務上のガイダンス（あるいは例示）を設けるべきであると考えられる。この場合、活発でない市場の判断に関するガイダンス及び市場が活発でなくなった場合における公正価値測定との関係を整理した上で、ガイダンスを設定することが必要となると思われる。	
35) レベル 3 の測定方法を簡素化すべき	レベル 3 ヒエラルキーの測定方法を慎重にご検討いただきたい。国際会計基準では「市場参加者が用いる仮定に関する情報を合理的に入手することができる場合にはそれを無視してはならない」とされている。仮定に関する情報を第三者から入手することが必要になると企業負担が高まることから、仮定に関する情報を第三者から入手する必要はないことを示していただきたい。	
[論点 2-2] 市場が活発ではなくなった場合における公正価値測定		

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
<論点 2-2-1>市場が活発ではなくなった場合における公正価値測定		
36) ガイダンスを検討すべき	<p>国際財務報告基準及び米国会計基準では市場が活発ではなくなった場合には、次のステップとして秩序ある取引の判定があり、秩序ある取引の範疇に入る限り、公正価値測定やリスク・プレミアムの見積もりに関して測定日の取引価格をほとんど考慮しないということは認められていないと考えられるが、我が国の現行規定では市場が活発ではなくなった場合には秩序ある取引か否かの検討は明示的に要求されていない。このような差異についての取扱いを明らかにする必要があるものとする。</p> <p>活発な市場か否かを判断するためには、各種金融商品の取引量に関する情報が入手可能でなければならないが、金融資産・負債の種類によっては会社により入手可能な情報が異なるケースや限定されるケースも想定されるため、企業間の比較可能性にも配慮し、必要な情報（当該金融商品の取引量、取引頻度、取引所の規模など）や判定方法について、具体的なガイドラインの提示が望まれる。</p> <p>国際的な会計基準において示されているガイダンスを取り入れる方向で、今後検討が行われることを希望する。</p> <p>国際的な会計基準では、論点整理 79 項に記載されているように、活発でない市場を判断する要素が例示され、同じく 80 項に記載されているように、秩序ある取引か否かの判断を行うためには企業が状況を評価する必要があるとして、秩序ある取引でないことを示す状況が例示されている。市場が活発でない状況の判断は困難なことが多いため、その判断指針が充実していることが望まれ、また国際的な会計基準とのコンバージェンスの観点から、これらの指針の導入について検討を進めるべきであると考えられる。</p>	
<論点 2-2-2>ブローカー等の公表価格の利用		
37) 基準等における取扱いと現行実務が乖離している場合があり、それを踏まえた	<p>ブローカーおよび情報ベンダーから入手する公表価格の性質に留意すべき旨を注意喚起すべきことが望ましい。IFRS では「取引の結果を反映していない公表価格にはあまりウェイトを置くべきではないこと」が明記されているために、ブローカーから提示される公表価格の性質が注目される。この結果、ブローカー／情報ベンダーから入手した価格でも、例えばレベル 3 にもなりうる。</p> <p>また、同じ情報であっても、報告企業において、ヒエラルキーのレベルが異なることもありうると思われる。</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
検討をすべき	<p>ブローカー及び情報ベンダーから入手する公表価格についても、報告企業がその妥当性について判断すべきことを強調すべきである。現行実務上は、入手した価格が実際の取引の結果に基づくものか否かの検討が実施されていないケースも認められるため、この点について明確にすべきものと考えられる。</p> <p>ブローカー等の第三者によって提供された公表価格の利用について、我が国の会計基準における定めと大きく考え方が相違しないとしても、我が国の現行実務の取扱いが IFRS の定め等と整合的なものとなっているかどうかを確認し、実務への影響も考慮した上で、必要なガイダンスが設けられる必要があるものとする。</p> <p>国際的な会計基準における価格そのものの信頼性を評価する定めは、金融商品実務指針第 54 項において(1)から(3)の方法に基づき算定された価格を入手するとされている点で、概念的には類似する可能性もあるが、この信頼性の評価に係るガイダンスを設けることで、実質的な部分で取扱いを擦り合わせていく必要があるものと考えられる。</p> <p>また、この場合に、脚注 31 で触れられている「金融商品会計に関する Q&amp;A」Q15 の定めについても、その考え方の整理を行う必要があると思われる。</p>	
【論点 3】公正価値測定に関する開示		
38) 実務負担に配慮し、開示対象や開示項目は慎重に検討すべき	<p>IASB の ED や SFAS157 号が非常に詳細なものとなっている。それにも拘らず、国際的な開示要件をそのまま現在の日本基準として採用し、<b>一般の事業会社にまで適用することは、作成者に実務面で過大な負担が生じるのみならず、投資家に対しても真に有益な情報を提供することに繋がるのか疑問</b>である。さらに我が国における<b>報告書の法定提出期限</b>を考慮すれば、<b>慎重に検討・整理いただくとともに、IASB に対しても然るべく働きかけを行うべき</b>と考える。</p> <p>SFAS 第 157 号と IASB の ED の提案には差異があるため、その動向を慎重に見極めた上で、検討する必要があると考える。</p> <p>監査上の必要日数を含めて実務上の負担を考慮し、過重な開示とならないよう、十分な検討を行うことが望まれる。</p>	
39) 公正価値が注記されているものまで開示対	<p>公正価値が注記される資産および負債にまでヒエラルキー別の開示を拡大すると、預金・貸出金が当該開示の対象となる。わが国において、預金・貸出金については、一般に売買市場が存在せず、公正価値測定のインプットが市場では観測不能であるため、レベル分けを行うとすれば、ほぼ全額がレベル 3 にならざるを得ない。主要勘定科目のほぼ全てがレベル 3 に区分されること</p>	



論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
象とすることに反対	<p>は、会計基準が本来想定していることと異なると考えられる。以上のことから、開示対象を拡大することは、作成者側に過大な負担となるだけでなく、情報としての価値も極めて乏しいと思われる。このため、公正価値が注記される資産および負債について、ヒエラルキー別の開示を求めることには反対する。</p> <p>なお、本基準の導入には相当の負担が発生することが想定されることから、開示計数作成のためのインフラの整備状況にも配慮し、十分な準備期間を確保するとともに、適用対象資産・負債別の段階的な適用を検討すべきである。段階的導入は、例えば、①第１段階：継続的に時価で貸借対照表に計上している金融資産・負債、②第２段階：非継続的に時価で貸借対照表に計上している金融資産・負債、③第３段階：その他の資産・負債に対して順次、適用していくことが考えられる。</p>	
40) 開示対象は慎重に検討すべき	<p>SFAS 第 157 号では、貸借対照表において公正価値で測定が行われるものについてヒエラルキー別の金額の開示を求めているが、IASB の ED では、公正価値が注記されているものも含めて同様の開示を求めることが提案されている。この開示対象の範囲については、作成者における実務負担に十分ご配慮いただきたい。</p> <p>仮に、公正価値が注記されているものが対象に含まれる場合には、今年度末から適用となる金融商品及び賃貸等不動産の時価の開示等の既存の開示事項との整理をお願いしたい。</p> <p>投資家が最も関心を持つのは測定方法が複雑である金融商品であると考えられるため、ヒエラルキー別の開示対象は金融商品のみにする。</p> <p>業種ごとに開示項目の差別化（例えば金融機関はフルバージョンの開示、事業会社は簡易開示など）を図るなどの工夫を実施する。</p>	
	<p>開示対象の整理が必要との意見に賛成である。その際、例えば、次のような項目についても開示対象とするのかどうか併せて検討していただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・収益性の低下により時価で評価された棚卸資産</li> <li>・減損により正味売却価額で評価された固定資産</li> </ul>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
41) 開示項目の絞込み	<p>ヒエラルキーのレベル分けやレベル3の調整表については、実務負担が非常に大きいものと考えられる。利用者のニーズを踏まえた開示項目の選定等、コスト・ベネフィットの観点から慎重に検討願いたい。</p> <p>公正価値のヒエラルキー別の開示については、開示項目ごとに、財務諸表作成者の負担と財務諸表利用者の有用性のバランス（コスト・ベネフィット）を考慮し、実務負担が過度に大きくなる開示方法を工夫して必要最低限の開示に止めるとともに、開示の具体例を示していただきたい。</p> <p>公正価値測定に関する開示については、米国基準を適用している企業においても大きな実務負担が生じているが、国際会計基準の公開草案においては、さらに、米国基準を上回る開示項目が要求されており、開示負担が膨大なものになることが懸念される。開示内容については、財務諸表作成者に過大な実務負担とならないよう、コスト・ベネフィットを十分検討することが必要である。</p>	
42) レベル3の開示のみとすべき	<p>投資家の最大の関心は、リスクの高いレベル3であると考えられるため、レベル1とレベル2の開示は省略し、レベル3についての開示にとどめる。</p>	
43) レベル3の調整表は不要	<p>SFAS157号、IASBのEDとも、レベル3の期首残高から期末残高への調整額など多様な開示を求めているが、投資家の主たる関心は各BS残高がどういった方法で測定されているかであると考えられるため、項目ごとの、各ヒエラルキーの期末残高とその評価技法についての開示にとどめる。</p> <p>レベル3に開示されたものの信頼性の確保は、定量的な開示以外にも、評価方法の詳細な開示とインプットの感応度分析を開示することで、担保されるのではないかと考えられる。</p>	
44) レベル3の総額での開示に反対	<p>わが国において、預金・貸出金については、ほぼ全額がレベル3にならざるを得ない。金融機関にとって、預金・貸出金のキャッシュ・フローを総額で把握することは、極めて過大な負担を伴うものであって現実的ではないため、レベル3における購入、売却、発行および決済額については、純額での開示を強く要望する。</p>	
45) レベル3の総額での	<p>レベル3の資産及び負債の購入、売却、発行及び決済額について、IASBのEDでは総額での開示が求められているが、SFAS第157号では純額での開示とされている。総額での開示は実務負担</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
開示は慎重に検討すべき	が大きいため、慎重に検討していただきたい。	
46) 開示の前倒し導入の検討は、実務負担を十分考慮すべき	詳細な開示を前倒しで導入することは、比較可能性と情報の透明性の確保のためには望ましいとも考えられるが、情報の有用性と実務上の負担を十分に比較考量し、決定する必要がある。	
47) 会社法上の開示についても適切に検討すべき	<p>会社計算規則（会社法）における開示内容は、基本的に当該規則において規定されるべき内容として位置付けられていたと思われる。ただし、SFAS 第 157 号で定められている開示や IASB の ED が想定している開示については、会社法の目的にも鑑み、これをフルセットで定めることが適切かどうか ASBJ においても検討を行った上で、会社計算規則の改正に際して、関係省庁（法務省）との調整が適切になされることが必要であると考え。ASBJ が会社計算規則の改正に際して、積極的な関与を行うことを期待する。</p> <p>監査上の必要日数を含めて実務上の負担を考慮し、特に会社法計算書類において過重な開示とならないよう、十分な検討を行うことが望まれる。</p>	
その他		
48) 月中平均の取扱い（ <u>会計処理的な問題</u> ）	<p>金融商品に関する会計基準注解 7 では、その他有価証券の決算時の時価について、継続して適用することを条件として、期末前 1 ヶ月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を用いることができるかとされているが、当該取扱いについて、本論点整理に関する基準開発と併せて、検討していただきたい。</p> <p>我が国の会計基準では、その他有価証券に対して、直前 1 か月の平均価格が時価として認められるなど、「時点」の概念が不明確であり、これを公正価値として扱うのか否かも不明確である。直前 1 か月の平均価格を公正価値として扱うのであれば、公正価値概念の整理が必要であり、また、これを公正価値として扱わないのであれば、公正価値評価が行われないものの存在について、会計基準上どのような整理が行われるべきか、十分な検討が必要であると考え。</p>	
49) 適用範囲	SFAS 第 157 号の適用範囲（実務上の実行可能性により、例えば、リース会計について適用除外）	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
を明確化すべき	<p>と IASB の ED が提案している適用範囲（要求払いの特性を有する金融負債、企業結合において再取得された権利について適用除外）には差があること、及び一般的に会計基準の適用範囲は会計基準を構成する重要な基本的要素の一つであることから、適切な適用範囲について十分な検討が加えられる必要があると考えられる。</p> <p>また、論点整理の付録 B に抜粋されているような現行の我が国の会計基準等における主な「時価」の算定方法に関して、「公正価値」概念に合致するものであるのか、公正価値とは異なる測定方法として位置付けられることになるのかといった整理が必要と考えられる。</p> <p>IASB の ED では、BC4 項において、IAS 第 2 号「棚卸資産」に定められる正味実現可能価額や、IAS 第 36 号「資産の減損」に定められる使用価値のような、ある部分では公正価値に類似しているが、公正価値で測定することを目的としないものには適用しないとしている。このため、同様の定めを設けるべきかどうかについて、検討する必要があると考えられる。</p> <p>また、その場合において、類似の測定方法に基づく測定額の算定時に、当該測定方法が定められている各会計基準に概念等の定めがないために、公正価値測定会計基準が参照されることは適切ではないと考えられる。したがって、適切なガイダンスが各会計基準において示されていることが必要と考えられ、このような観点より各会計基準の見直しを行い、各会計基準の改訂が同時になされるべきと考えられる。</p>	
50) 「時価」を「公正価値」に置き換えるか否かについて検討すべき	<p>従来「時価」と表記されていたものを原則として「公正価値」へと置き換える必要があるか否か、慎重に検討されることが望まれる。</p>	
51) 他の会計基準の検討状況も踏まえて、検討を進めるべき	<p>金融商品関係プロジェクトにおいて、公正価値で測定される資産又は負債の範囲（例えば、非上場株式など）が変更されることによって、公正価値測定会計基準において検討すべき概念へ影響を及ぼすことも想定されるため、他の会計基準の改正状況も踏まえて、検討が進められることが必要と考える。</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
52) 非上場株式について公正価値評価を行うとした場合のガイダンスを検討すべき	<p>IFRS において、仮に IAS 第 39 号の例外規定が廃止されて未公開株式についても公正価値評価が適用され、我が国の金融商品会計においても同様の規定が導入されるのであれば、本論点整理を経て公表される公正価値測定の考え方に従って未公開株式を評価することとなるものと理解している。</p> <p>この場合、我が国において未公開株式の評価手法が必ずしも確立されていない現状に鑑みると、未公開株式評価について、公正価値測定の考え方を具体的に定めたガイダンス等が存在しないと実務に混乱をきたすことになり兼ねない。従って、我が国の金融商品会計においても未公開株式について公正価値評価が適用されるのであれば、VC 投資、あるいはプライベートエクイティ投資の特性をも考慮したガイダンス等を設定することが必要であると考えている。</p>	
53) 公正価値を適用する資産又は負債の範囲（ <u>会計処理的な問題</u> ）	<p>本論点整理の範囲外ではあるが、公正価値で測定する資産負債は観察可能な市場がある資産負債に限定し、観察可能な市場がない資産負債（非上場株式や事業用固定資産等）についてまで公正価値測定の対象にすべきではない。</p>	
54) IASB 等への積極的な意見発信	<p>各論点における我が国の会計基準等の見直しに留まらず、IASB や FASB に対して、公開草案等に対するコメントだけでなく、共同会議等の場における意見交換なども含め、積極的な意見発信が行われることを期待する。</p>	

以上